

令和元年 1 1 月

お客さま各位

栃木県鹿沼市上田町 2 3 3 1 番地
鹿沼相互信用金庫
理事長 橋本 公之

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた「預金規定集」の改定のお知らせについて

当金庫では、金融庁より公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、令和 2 年 2 月 3 日（月）付で「預金規定集」内、下記の各規定につきまして一部改定し、新たに「取引の制限等」条項を新設、「解約等」条項については解約等項目の追加をさせていただきます。

規定改定後は、新規取引開始時におけるお取引目的やお客さまに関する情報等を、従来よりも詳細に確認させていただく場合がございます。なお、既にお取引のあるお客様におかれましても、お取引の内容や状況等に応じ、お取引の目的やお客さまに関する情報等を再度ご確認ください場合がございます。

また、これらの確認に際しては、各種確認資料等のご提示をお願いする必要があるほか、当金庫が求める確認や資料等のご提出について適切にご対応いただけない場合は、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。

お客さまにはお手数をお掛けすることもございますが、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「取引の制限等」条項の新設

各規定に以下の条項を追加します。（以下、条項が 1 条ずつ繰り下げとなります。）

【対象規定】

- ・「普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金共通規定」第 7 条
- ・「普通預金規定」第 8 条、「貯蓄預金規定」第 7 条、「納税準備預金規定」第 9 条、「通知預金規定」第 5 条

○（取引の制限等）

- （1）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （3）前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

2. 「解約等」条項等の一部追加・変更

(1) 各規定該当条文2項内へ以下の「号」を追加します。

(※上記「取引の制限等」条文の新設に伴い、現在の条項より1条繰り下げて記載しております。下線部が追加・変更箇所です。)

【対象規定】※上記「取引の制限等」条文の新設に伴い、現在の条項より1条繰り下げて記載しております。

- ・「普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金共通規定」第8条
- ・「普通預金規定」第9条、「貯蓄預金規定」第8条、「納税準備預金規定」第10条

○（解約等）

(1) 省略

(2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が「普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金共通規定」第5条第1項に違反した場合
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) (4) (5) 省略

(2) 「通知預金規定」第6条内へ以下の「項」を追加・変更します。

(※上記「取引の制限等」条文の新設に伴い、現在の条項より1条繰り下げて記載しております。下線部が追加・変更箇所です。)

6.（預金の解約）

(1) (2) 省略

(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が「普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金共通規定」第5条第2項に違反した場合
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

(以下、省略)

以上